

日本芸能従事者協会公開勉強会  
於 衆議員議員会館

# 韓国の文化芸術政策 — 芸術家福祉法・権利保障法を中心に —

呉学殊

労働政策研究・研修機構

hs.oh362@jil.go.jp

# 1. 韓国の文化芸術産業の動向

出所：韓国文化体育観光部HP

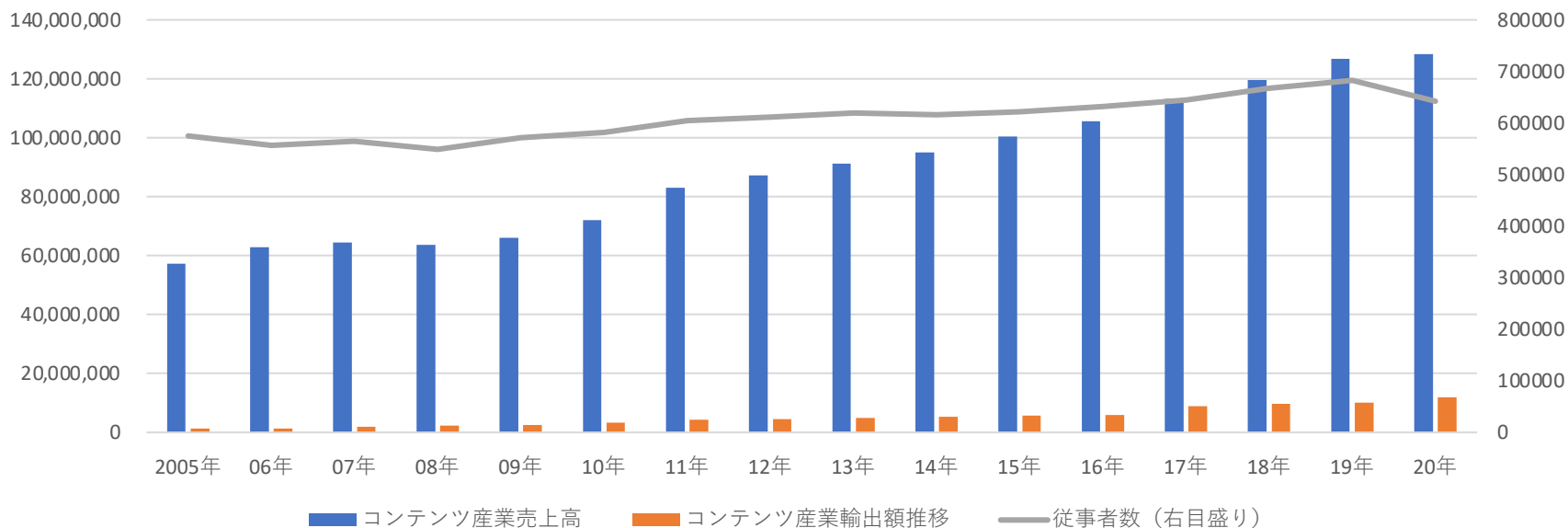
「資料空間－主要統計指標－文化産業－コンテンツ産業調査」  
コンテンツ産業総括

15年間：売上高2.24倍、輸出額9.17倍、従事者数1.12倍

労働者1人当たり売上高：2005年約996万円から  
2020年1998万円と2倍増加。

	売上高	輸出額	従事者数
2005年	5兆7289億円	1301億円	575060
2010年	7兆2120億円	3226億円	581276
2015年	10兆486億円	5661億円	621928
2020年	12兆8287億円	1兆1924億円	642086

コンテンツ産業の売上高、輸出額、従事者数の推移（単位：百万ウォン、名）



## 2. 標準契約書の普及

- ・ 2009年より公正取引委員会・文化体育観光部・芸術家福祉財団が中心となって標準契約書の普及を進める。
- ・ 目的
  - ①公正な契約文化の鼎立及び芸術家の基本権益の保護、
  - ②芸術家の著作権に対する社会的認識の向上
  - ③紛争発生の際の法的判断根拠
- ・ 10 分野 66 種類
  - ①美術分野12種類（展示及び販売委託、専属、売買など）
  - ②工芸分野5種類
  - ③公演芸術分野5種類
  - ④漫画分野6種類
  - ⑤アニメーション分野4種類
  - ⑥大衆文化分野6種類
  - ⑦放送分野6種類
  - ⑧映画分野8種類
  - ⑨出版分野10種類
  - ⑩著作財産権分野4種類

# 文化芸術契約（「芸術家福祉法」(2011年制定・12年施行) ：4条・5条)

①対等な立場で公正に契約締結、信義に基づき契約を誠実に履行

②契約書の明示項目と署名・捺印後の相互交付

1. 契約金額

2. 契約期間・更新・変更及び解約に関する事項

3. 契約当事者の権利及び義務に関する事項

4. 業務・課業の内容、時間及び場所等用役の範囲に関する事項

5. 収益の配分に関する事項

6. 紛争解決に関する事項

- ・ 標準契約書の開発・普及、標準契約書締結者の優遇可能  
標準契約書の締結の場合、上記①と②をはたしたものとみなす。  
契約終了の際に芸名・写真・知的財産権などはフリーランスへ、  
事務所のパブリシティ権の消滅、コンテンツの売上高の配分。

# 出所：文化体育観光部 『芸術家実態調査（2021年）』結果

- 芸術家福祉法に基づき、3年ごとに実施（1998年から実施）、  
目的は芸術家の権益保護と福祉政策の企画立案の基礎資料
- 調査対象：文学、美術、工芸、写真、音楽、国楽、大衆音楽、放送演芸、  
舞踊、演劇、  
漫画、その他の14分野
- 2021年調査の対象者：5109名（母集団229,372名）
- 調査内容：芸術活動分野、雇用形態及び創作環境、生活及び福祉
- 芸術活動関連契約締結の経験あり：
- **54.8%**（前回2018年、47.9%。）、うち**書面契約48.7%**  
（2018年42.5%、15年29.7%）、**口頭契約6.1%**（5.5%）
- 書面契約のうち、**標準契約書使用66.0%**
- （18年44.7%、15年44.8%）
- 過去1年間の契約形態：**書面契約76.3%**、**口頭契約23.7%**

# 3. 社会保障

芸術家福祉法：

- ①目的：芸術家の職業的地位と権利を保護し、福祉支援を通じて芸術家の創作活動を増進して芸術発展に資すること。
- ②地位と権利：文化国家の実現と国民生活の質の向上に重要な貢献をする存在として  
正当な尊重を受ける地位
- 社会保険加入率
  - ・ 公的年金：58.9%（18年53.0%、15年50.4%）
  - ・ 健康保険：94.0%（93.5%、95.2%）
  - ・ 労災保険：28.5%（27.0%、26.0%）
  - ・ 雇用保険：27.6%（24.1%、25.1%）失業手当受給率4.8%（18年2.5%、15年7.2%）、失業手当平均額約13万円
- 芸術家の雇用保険加入者数（2020年12月より適用。2022年7月基準）：138,864名
  - \* 配達員等17職種のフリーランス（「労務提供者」）加入者990,562名
- 芸術業務中傷害の経験率：4.9%（6.2%、7.9%）

# 芸術家社会保険料支援

1 労災保険（2012年11月芸術家フリーランスも対象）：事務代行、保険料一部還付

(1) 保険料は収入に応じ1等級（約22万円）から12等級（約70万円）までの  
基準報酬額×保険料率（0.7%）定額\*企画、技術支援職種の場合0.9%

(2) 還付：1等級新規加入者最初の6か月90%、以降50%  
2～12等級加入者50%

2 雇用保険（2020年12月から対象）：対象者は月平均所得5万円以上の者、保険料率1.4%（労使折半）

失業手当受給資格：受給申請前の24か月の中9か月以上加入

失業手当：非自発的失業により加入期間（1年未満～10年以上）に応じて平均賃金の60%、3～9か月間

\*例外的に失業前の3か月平均所得が前年同期より20%減少。

出産前後手当：90日間（全被保険期間3か月以上、1年間平均月報酬の100%）

3 年金：標準契約書締結の間、保険料の50%支援

\*社会保険料の支援（ドルヌリ制度等、2012年導入）

：社会保障制度への加入により死角地帯解消

・労働者10人未満の企業の労使に対し、保険の新規加入で、労働者の報酬が月平均26万円未満  
年金と雇用保険料の80%を最大36か月支援。

・国民年金料4.5%

・雇用保険料1.6%

・芸術家の場合、2023年から企業規模の制約がなくなる。

## 4. 韓国の「芸術家権利保障法」

芸術人の地位と権利の保障に関する法律（略称：芸術人権利保障法）  
[施行2022.9.25.] [法律第18466号、2021.9.24.制定]

- ・ 目的：芸術創作と表現の自由を保護し、芸術人の労働と福祉など、職業的権利を伸ばし、芸術人の文化的・社会的・経済的・政治的地位を保障し、性平等な芸術環境を造成して芸術発展に資すること
- ・ 芸術家の表現の自由の保障、国などの差別的支援・公正性侵害の禁止
- ・ 芸術家の職業的権利の保護と向上
- ・ **芸術家組合の活動妨害の禁止（14条）**：組合は契約の内容の変更や契約条件の協議を国や事業主などに要請できる。正当な理由なく協議の拒否の禁止・不利益取扱いの禁止



# 不公正行為の禁止（13条）

1. 優越的な地位を利用して芸術人に不公正な契約条件を強要したり、契約条件と他の活動を強要したりする行為
2. 芸術人に適正な収益配分を拒否・遅延・制限する行為
3. 不当に芸術人の芸術創作活動を妨げたり、指示・干渉したりする行為
4. 契約過程で知った芸術人の情報を不当に利用したり、第三者に提供したりする行為

文化長官は、不公正行為の際に、文化芸術企画業者等に対し、不公正行為の中止、契約条項の削除または変更、是正措置の公表、その他の是正措置を命じる。また、不公正行為に関する事実関係の調査に必要な報告、資料の提出または出席を要求できる。

## 性平等芸術環境の造成（4章）

1. セクハラ・性暴力防止対策の樹立
2. セクハラ・性暴力申告・相談センター設置、専門相談員の配置及び被害相談
3. セクハラ・性暴力被害者保護対策策定
4. 芸術人を対象とするセクハラ・性暴力予防教育の実施
5. その他大統領令で定めるセクハラ・性暴力防止のために必要な措置
6. セクハラ・性暴力予防及び被害救済支援機関の指定・事業
7. 2年ごとの実態調査

## 芸術人権利救済（5章・6章）